

タイトル	ロシア連邦教育法
著者	堀内，明彦
引用	季刊北海学園大学経済論集，55(4)：151-180
発行日	2008-03-00

《翻訳》

ロシア連邦教育法

堀 内 明 彦

[訳者解説] 本資料の正式名称は「教育，科学，および，文化の法律：ロシア連邦教育法」（1992年）であるが，1996年に教育制度の名称が整理され，1997年に1度，2000年に2度，部分的に改正されて2007年現在に至っている。そうした改正点を踏まえて翻訳しているため，翻訳文の表題は，「ロシア連邦教育法」とした。尚，本翻訳は，藤女子大学高瀬淳助教授に基づき，前文，第1，2，5，7，11，11-1，12，28，29，31，32，35，41，および，54条について，大部分を参照しつつ，部分的な修正を加えた¹。

ロシア連邦教育法

（1996年1月13日付き連邦法第12条，1997年11月16日付き連邦法第144条，2000年7月20日付き連邦法第102条，および，2000年8月7日付き連邦法第122条改正，連邦法監修）

この法律において，教育とは，個人，社会，および，国の利益のために目的をもって組織される教育と教授—学習のプロセスのことであり，国が定めた教育水準（学歴上の資格）に対する市民（学習者）の到達度の認定を伴う。市民（学習者）が教育を受けるとは，所定の証明書によって，認定される学歴上の資格に到達し，それが証明されることである。教育を受ける権利は，憲法で保障されたロシア連邦市民の基本的かつ冒すことのできない

権利の1つである。ロシア連邦における教育は，ロシア連邦の法律と国際法の規定に基づいて，実施される。

第1章 一般的法規

第1条 国の教育政策

1. ロシア連邦は，教育が優先されるべき分野であることを宣言する。
2. ロシア連邦の国家的な教育政策において，組織的な基礎となるものは，連邦法で規定される連邦教育発展プログラムである。
3. 連邦教育発展プログラムは，コンクールに基づいて作成・改訂される。コンクールは，ロシア連邦政府によって，公示される。
4. 連邦教育発展プログラムの実施状況に関するロシア連邦政府の報告は，毎年，ロシア連邦の連邦議会議院に対して行われ，公的刊行機関から公刊される。
5. 国公立の教育機関と教育行政機関においては，政党，社会—政治的，宗教的な運動や組織（連合体）の組織機構の設置，および，活動を禁止する。

第2条 国の教育政策の原則

国の教育政策は次の原則に基づく：

- 1) 全人類に普遍的な価値，個人の生活と健康，および，人格の自由な発達を促すため，教育に人道主義的性格をもたせる。市民に必要な資質として，労働愛，個人の権利と

自由に対する尊敬の念、自然・祖国・家族に対する愛情〔を育む〕。

- 2) 文化と教育の領域において、連邦としての統一性〔を形成する〕。多民族国家であることを踏まえ、教育システムを通じて民族文化と地域の伝統文化、および、特質を保護し発展させる。
- 3) 誰もが教育を受けることができるようにし、学習者と被養育者の発達、学力水準、および、特質に応じた教育システムを構築する。
- 4) 国公立の教育機関における教育の世俗性
- 5) 教育における自由と多元主義
- 6) 教育行政の民主的、国家—社会的な性質。教育機関の自治

第3条 教育分野におけるロシア連邦の法律

1. 教育分野におけるロシア連邦の法律には、ロシア連邦憲法、ロシア連邦教育法、それらに従って採択されたロシア連邦のその他の法律とその他の基準法令、および、教育分野におけるロシア連邦構成主体の法律とその他の基準法令が含まれている。
2. この法律を含む教育分野における連邦の法律は、教育分野における連邦の国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限と義務を区別する。全ての連邦主体によって、同時に解決されなければならない教育分野に関連した諸問題を、定められた連邦権限の範囲で、調整する。教育分野における連邦の法律は、この部分で、直接的に作用する法律であり、ロシア連邦の全領土に適用される。ロシア連邦構成主体の権限と関連し、ロシア連邦の法律は、教育分野における本質的権利調整を実現することに従った諸問題に関して、一般的に定められた基準を設定する。
3. その地位と権限に従って、ロシア連邦構成主体は、教育分野において、連邦法と矛盾しない教育分野の法律、および、その他

の基準法令を採択できる。教育分野におけるロシア連邦構成主体の法律、および、その他の基準法令は、教育分野におけるロシア連邦の法律と比較して、個人と法人の権利を制限できない。

4. 教育分野におけるロシア連邦の法律に違反している個人と法人は、ロシア連邦の法律によって定められた手続きに従って、責任を負う。

第4条 教育分野におけるロシア連邦の法律の課題

教育分野におけるロシア連邦の法律の課題とは、次のことである：1) 国家権力機関と様々な段階の教育行政機関との教育分野における権限の区別 2) 教育に対するロシア連邦市民の憲法上の権利保障と保護 3) ロシア連邦教育システムが自由に機能し発展するための法律的保障の設定 4) 教育分野における個人と法人の権利、義務、全権委任、および、責任の定義、そして、当該分野に関するそれらの関係の法的調整

第5条 ロシア連邦市民の教育分野における権利の国家的保障

1. ロシア連邦の市民は、性、人種、民族、言語、社会的出自、居住地、宗教に対する態度、信条、政治党派（連合体）への帰属、年齢、健康状態、社会・財産・職業による地位、および、前科の有無に関係なく、教育を受ける機会が保障される。性、年齢、健康状態、および、前科の有無による市民の職業教育に関する権利の制限は、法律に従ってのみなされ得る。
2. 市民の教育に関する権利は、教育システムの構築と教育を受けるために相応しい社会・経済的条件の創出により、国によって、保障される。
3. 国は、市民が国公立の教育機関で当該段階の教育を初めて受ける場合、市民が、初

等普通教育，基礎普通教育，中等（完全）普通教育，および，初等専門教育を，国家教育スタンダードの範囲において，無償で受けることができるよう保障する。同様に，中等専門教育，高等専門教育，および，高等後期専門教育についても，競争試験の結果を考慮の上，無償で，提供される。

4. 普通教育の教育プログラムを行っている，国家認定を受けた非国立の有償教育機関にかかる市民の教育費については，当該のタイプと種類の国公立教育機関において，国の基準で算定された教育費が国から市民に補償される。
5. 国は，社会的援助を必要とする市民の教育に関する権利を実現するため，当該市民が教育を受ける間，その教育費の全額，あるいは，一部を負担する。こうした援助を受ける市民のカテゴリー，援助形態，金額，および，財源については，連邦法によって，定められる。
6. 国は，発達に障害のある市民のために，特別の教育アプローチに基づき，教育を受けるための条件と発達障害の補正・社会的適応のための条件を創出する。
7. 国は，優れた才能を有する市民が教育を受けることに対し，外国留学のための奨学金を含む，国の特別奨学金を給与するなどの援助を行う。こうした奨学金給与に関する基準と手続きは，ロシア連邦政府によって，定められる。

第6条 教授—学習言語（諸言語）

1. 教育分野における言語政策の一般的諸問題は，「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の母語について」というロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の法律によって，調整される。
2. ロシア連邦市民は，母語の基礎普通教育を受け，教育システムによって，提供された機会の範囲で，教授—学習言語を選択す

る権利を有する。市民が母語教育を受ける権利は，所定の教育機関，学級，集団の必要数の確保，および，それらが機能するように条件整備をすることによって，保障される。

3. 教育機関における教授—学習と教育をつかさどる言語（諸言語）は，教育機関の設置者（設置者たち），および（あるいは），教育機関の規則によって，決定される。
4. ロシア連邦の国際条約に従って，国は，母語の基礎普通教育を受ける国外に居住しているロシア連邦民族代表に，援助を提供する。
5. ロシア連邦の公用語であるロシア語教育は，就学前教育機関を除く，国家認定を受けた全教育機関において，国家教育スタンダードの規則に従ってなされる。
6. ロシア連邦メンバーである共和国の国語教育の諸問題は，当該共和国の法律によって，調整される。
7. 国は，自ら国家機構を有しないロシア連邦諸民族の諸言語に対する教育過程を実現するために専門家養成への援助を提供する。

第7条 国家教育スタンダード

1. ロシア連邦においては，連邦的構成要素と民族的・地域的構成要素を含む国家教育スタンダードが定められる。連邦の国家権力機関としてのロシア連邦は，その権限の範囲において，国家教育スタンダードの連邦的構成要素を定める。この連邦的構成要素は，基礎教育プログラムにおける最小限の必修内容，学習者の最大限の学習量，および，卒業に必要とされる学力水準の条件を，所定の手続きに従って規定する。
2. 教育プログラムの実施に当り，発達に障害のある学習者のための特別な国家教育スタンダードを定めることができる。
3. 国家教育スタンダードの作成，承認，および，実施の手続きは，法律が規定する場

合を除き、ロシア連邦政府により定められる。

4. 基礎普通教育の国家教育スタンダードは、連邦法によって、規定される。
5. 国家教育スタンダードは、コンクールを通じて作成され、同様の方法で10年に1回以上改訂される。コンクールはロシア連邦政府によって、公示される。
6. 国家教育スタンダードは、教育を受ける形態に関わりなく、修了者の学力と資格の水準を測る客観的な評価の基準となる。

第2章 教育システム

第8条 教育システムの概念

ロシア連邦における教育システムは、次のとおり、自ら相互作用しているものの総体を表す：継承された教育プログラム、および、様々な段階と方向性の国家教育スタンダード：その組織的・法的形態、タイプや種類に関係なく、実施しているロシア連邦教育機関網：教育行政機関とその管轄下にある機関と組織

第9条 教育プログラム

1. 教育プログラムは、一定の水準と方向性の教育内容を定める。ロシア連邦において、次のとおり、細分化される教育プログラムが実施される：1) 普通教育（基礎と補充） 2) 職業（基礎と補充）
2. 普通教育プログラムは、人格の一般的文化形成、および、人格の社会生活への適応という課題解決、そして、職業教育プログラムの意識的選択とそれを受けるための基礎作りに方向付けられる。
3. プログラムは、次のとおり、普通教育に関連付けられる：1) 就学前教育 2) 初等普通教育 3) 基礎普通教育 4) 中等（完全）普通教育
4. 職業教育プログラムは、職業と普通教育

水準の継続した向上という課題解決、および、所定の職業専門資格を有する専門家の養成に方向付けられる。

5. プログラムは、次のとおり、職業教育に関連付けられる：1) 初等専門教育 2) 中等専門教育 3) 高等専門教育 4) 高等後期専門教育
6. (具体的な職業と専門に関する) 各基礎普通教育プログラム、あるいは、基礎職業教育プログラムの最小限の必修内容は、所定の国家教育スタンダードによって、定められる。
7. 国公立教育機関における基礎教育プログラムの基準習得期間は、この法律、および(あるいは)、しかるべきタイプと種類の教育機関についての典型的状況、あるいは、所定の国家教育スタンダードによって、表される。

第10条 教育を受ける形態

1. 人格の必要性と機会を考慮して、教育プログラムは、次の形態において、習得される：教育機関においては、対面式、対面一通信制（夜間制）、通信制の形態：家庭教育、独学、そして、卒業検定試験の形態。教育を受ける様々な形態の組み合わせが認められる。
2. 教育を受けるあらゆる形態にとって、唯一の国家教育スタンダードが具体的な基礎普通教育、あるいは、基礎職業教育プログラムの範囲で有効である。
3. 職業と専門の一覧表、および、対面一通信制（夜間制）と通信制、そして、卒業検定試験の形態で認められない教育習得は、ロシア連邦の権限の一部としてロシア連邦政府によって、定められる。

第11条 教育機関の設置者（設置者たち）

1. 教育機関の設置者（設置者たち）になることができるのは（さらには、設置者は）、

次のとおりである：1) 国家権力機関と地方自治体 2) わが国と外国のあらゆる所有形態の組織とそれらの連合体（協会や組合） 3) わが国と外国の社会的、私的基金 4) ロシア連邦内の登録された社会团体や宗教団体（連合体） 5) ロシア連邦市民と外国人〔設置者は、〕共同で教育機関を設置することができる。現行の国公立教育機関の設置メンバーの変更は、教育分野におけるロシア連邦の法律に規定されている場合に許可される。国家権力機関、教育行政機関、および（あるいは）、地方自治体が再編された場合、設置者の権限は、しかるべき後継機関に移される。

2. 軍事関係の職業教育プログラムを実施する、あらゆるタイプと種類の教育機関については、ロシア連邦政府のみが設置者になることができる。問題行動（非行）を起こす子どもと未成年者を対象とした全寮制タイプの更正保護機関については、連邦、および（あるいは）、連邦構成主体の行政機関のみが設置者となることができる。
3. 設置者と教育機関の関係は、ロシア連邦の法律に従って両者間で結ばれた契約により定められる。

第 11 条— 1 非国立教育機関

1. 非国立教育機関は、非営利団体に関するロシア連邦の市民に対する法律に規定された組織的・法的形態として設置される。
2. 非国立教育機関の活動で、この法律によって、規定されていない事項については、ロシア連邦の法律に基づいて、行われる。

第 12 条 教育機関

1. 教育〔機関〕とは、教育過程を実施する機関であり、つまり学習者と被養育者に対して1つ、あるいは、複数の教育プログラムを提供する機関、および（あるいは）、教育内容や養育を保障している機関を意味

する。

2. 教育機関は、法人である。
3. 教育機関は、その組織的・法的形態により、国立、公立、および、非国立 {個人立、社会团体立、および、宗教団体（連合体）} とに、分けられる。連邦レベルの教育に関する法律の効力は、その組織的・法的な形態と所属に関わらず、ロシア連邦領土内にある全ての教育機関に適用される。
4. 教育〔機関〕には次のタイプの機関が含まれる：1) 就学前〔教育機関〕 2) 普通教育 {初等普通、基礎普通、中等（完全）普通教育}〔機関〕 3) 初等専門・中等専門・高等専門・高等後期専門教育〔機関〕 4) 成人のための補充教育機関 5) 障害を有する学習者や被養育者のための特殊（更正）〔教育機関〕 6) 補充教育機関 7) 孤児や親（親権者）の保護を受けていない子どものための施設 8) 子どものための補充教育機関 9) その他の教育過程を実施する施設
5. 国公立教育機関の活動は、教育機関のタイプと種類ごとにロシア連邦政府によって定められた標準規程と、それに基づいて教育機関ごとに作成される規則によって、行われる。非国立教育機関にとって、教育機関についての標準規定は、典型的機能を果たす。
6. 教育機関の国家的地位（実施される教育プログラムの水準と方向によって、定められる教育機関のタイプ、種類、および、カテゴリ）は、国家認定の際に、確定される。
7. 教育機関の支部、分校、および、下部機構は、当該教育機関の委任により、独立した収支決算と銀行・その他の信用機関において、独自の口座を持つことを含め、法人としての全て、あるいは、一部の権限を行使することができる。
8. 教育機関は、施設、企業、および、社会

団体（連合体）の参加を含む，教育的連合体（協会と組合）を結成する権限を有する。こうした教育的連合体は，教育の発展と改善を目的として設立され，自らの規則に従って活動する。こうした教育的連合体の登録や活動の手続きは，法律によって定められる。

9. ロシア連邦の法律で規定された補充教育機関の権利と義務は，その補充教育プログラムを実施する部分でのみ，教育活動が基本的規則の目的である社会団体（連合体）に対しても普及される。

第13条 教育機関の規則

1. 教育機関規則における義務的手続きには，次のものがある：

- 1) 教育機関の名称，所在地（法的住所と現住所），および，地位
- 2) 設置者
- 3) 教育機関の組織的・法的形態
- 4) 教育過程の目的，および，教育計画を実施している教育プログラムのタイプと種類
- 5) 次のことを含む，教育過程構造の基本的特徴付け：a) 教授—学習と教育をつかさどる言語（諸言語） b) 学習者と被養育者の入学手続き c) 各教育段階における教育の継続性 d) 学習者と被養育者の除籍手続きと基準 e) 中間評価に関する評価方式，および，その実施形態と手続き f) 学習者と被養育者の授業体制 g) 有償教育サービスの数量，および，（契約に従った）サービス提供の手続き h) 教育機関と学習者，被養育者，および（あるいは），その親（親権者）との関係の法的規制手続き，および，登録手続き
- 6) 一部次のものを含む，教育機関の財政，および，生産活動の構造：a) 教育機関の設置者によって，承認された所有物の

活用 b) 教育機関の活動の財政，および，物質的—技術的保障 c) 教育機関の財政形成の財源と手続き d) 企業家活動の実施

- 7) 次のものを含む，教育機関の行政手続き：a) 設置者の権限 b) 教育機関の行政機関の編成構造と手続き，および，その活動組織化の権限と手続き c) 教育機関教職員の補充手続き，および，その給与条件 d) 教育機関規則の変更手続き e) 教育機関の再編成と廃校手続き

- 8) 教育過程の関係者の権利と義務

- 9) 教育機関の活動を規定している一種の地方法令（命令，指令とその他の法令）の一覧表

2. ロシア連邦の法律が定めていない事項に関する市民の教育機関規則は，教育機関独自に検討され，その設置者により承認される。
3. その他の地方法令による教育機関の活動の方向について，この条項に示された法規制の必要性に関して，設置者は，追加的に，教育機関規則に登録する必要がある。
4. 教育機関の地方法令は，その規則と矛盾することができない。

第14条 教育内容に対する一般的要求

1. 教育内容は，社会の経済的，社会的発展要素の1つであり，次のとおり，方向付けられなければならない：人格の自己決定の保障，および，人格の自己実現のための条件設定：社会の発展：法治国家の強化と向上
2. 教育内容は，次のとおり，保障されなければならない：社会の普通，職業文化の世界水準に完全に一致する〔内容〕：学習者には，世界の様相についての現代的知識水準，および，教育プログラム（教授—学習段階）の水準に完全に一致する〔内容〕の

形成：民族と世界文化に対する人格の統合：自らに現代社会を統合し、この社会の発展に目的を定めた人間と市民の形成：社会の労働要員の再生産と発展

3. 任意の水準の職業教育は、学習者に職業と所定の職業専門資格を取得させることを保障しなければならない。
4. 教育内容は、人種的、民族的、種族的、宗教的、社会的帰属と関係なく、人間間や民族間の相互理解と協力を援助し、世界的視野のアプローチの多様性を考慮し、そして、意見と信条の自由な選択に対して学習者の権利の実現を支援しなければならない。
5. 具体的な教育機関における教育内容は、教育機関独自に作成、採択、および、実施された教育プログラム（諸教育プログラム）によって、定められる。国の教育行政機関は、模範的教育プログラムの国家教育スタンダードに基づく作成を保障する。
6. 自らのこうした目的と課題に従って、教育機関は、補充教育プログラムを実施し、（契約に従って）教育プログラムに定められた教育機関の地位の範囲で、補充教育サービスを提供することができる。
7. 民間教育機関における軍人養成は、当該所轄官庁の経費負担と協力により、学習者、および（あるいは）、その親（親権者）の任意の承諾に基づいてのみ、実施することができる。
8. 教育プログラム実施に関して、教育機関は、文化施設を活用することができる。

第 15 条 教育過程の組織化に対する一般的要求

1. 教育機関における教育過程の組織化は、独自に教育機関によって、作成、承認された教育課程（各学年、各科目、各年度により分割された教育プログラムの内容）、年間時間表、および、授業の時間割によって、規定される。国の教育行政機関は、模範的

な教育課程、学年、および、科目のプログラムの作成を保障する。

2. 国家権力機関、教育行政機関、および、地方自治体は、ロシア連邦の法律で規定された場合を除いて、自らの承認後、民間教育機関の教育課程と時間割を変更する権利がない。
3. 教育機関は、学習者のために中間的評価の評価方式、形態、手続き、および、定期的評価の実施を独自に選択する。
4. 被養育者は、必須の最終試験によって、基礎普通、中等（完全）普通、および、あらゆる種類の職業教育の教育プログラムの習得を完了する。
5. 各教育段階における最終試験の科学的—〔教育〕方法の保障、および、被養育者養成の質に対する客観的な管理は、教育行政機関に関係なく、国家教育スタンダードに従って、保障される。
6. 教育機関の原則は、学習者、被養育者、および、教育者の人間的尊厳の尊重に基づいて、支持される。学習者と被養育者に関係がある、身体的—精神的強制の方法の適用は、許されない。
7. 教育課程の経過と内容、および、学習者の学業成績の評価に関する知識を与える機会が、未成年の学習者と被養育者の親（親権者）に保障されなければならない。

第 16 条 教育機関への市民の入学に対する一般的要求

1. この法律に規定されていない事項に関して、教育機関への市民の入学手続きは、設置者によって定められ、教育機関規則に定着させる。設置者は、ロシア連邦領土に居住し、所定の段階の教育を受ける権利を有する、あらゆる市民の入学を保障している、初等普通、基礎普通、中等（完全）普通、および、初等専門教育の段階における国公立教育機関の入学手続きを定める。

2. 教育機関への市民の入学に関して、教育機関は、教育機関規則、教育活動実施の権利に対するライセンス、教育機関の国家認定についての証明、および、教育過程の組織化を規定しているその他の書類に関して、市民、および（あるいは）、その親（親権者）に必ず知識を与えなければならない（2000 年 7 月 20 日付き連邦法第 102 条改正）（前述の連邦法参照）。
3. 中等専門、高等専門、および、高等後期専門教育習得のための国公立教育機関への市民の入学は、市民の申し込みにより、競争試験の結果を考慮の上、実施される。競争試験の条件は、教育に対する市民の権利を守ることを保障し、所定の段階の教育プログラムを習得するのに、最も優れた才能を有し、準備してきた市民の入学を保障することでなければならない。中等専門、および、高等専門教育の国公立教育機関への好成績での入学試験を受験する条件に関して、競争試験なしに、次のことが受理される：子どもたち、すなわち、孤児と親の保護を受けていない子ども：国の医療—社会検査サービス機関の結論に従って、所定の教育機関への教育を提供されない、その第 1、2 グループの身体障害者の子ども：家計の平均水準所得が、所定のロシア連邦構成主体において、定められた最低生活値以下であるなら、親の 1 人だけが第 1 グループの身体障害者である 20 歳までの年齢の市民：国軍の部隊長、戦闘活動関係者、および、戦闘活動の傷痕軍人による推薦に基づき、所定の教育機関に入学する市民：軍務から解放された市民は、中等専門教育と高等専門教育の国公立教育機関への入学に対する優先権を活用する（2000 年 7 月 20 日付き連邦法第 102 条第 3 項改正）（前述の連邦法参照）。

第 17 条 普通教育プログラムの実施

1. 普通教育プログラムは、障害を有する学習者と被養育者のための特殊（更正）教育機関、および、孤児や親（親権者）の保護を受けていない子どものための教育施設を含む、就学前教育機関、初等普通、基礎普通、および、中等（完全）普通教育機関において、実施される。
2. 障害を有している学習者と被養育者のための特殊（更正）教育機関の教育プログラムは、学習者と被養育者の精神的、身体的発達の特性と可能性を考慮して、基礎普通教育プログラムに基づき、作成される。
3. 就学前、初等普通、基礎普通、および、中等〔完全〕普通教育の教育プログラムは、それぞれ次に来るものが前にあったものを基礎としているという意味で、ひと続き〔のプログラム〕である。
4. 学年度のプログラムを習得せず、2 科目以上の学問的義務を有している初等普通、基礎普通段階の学習者は、自らの親（親権者）の監督の下で、再教育に留め置かれ、教育機関の 1 人の教師に対し、最小限の学習者に教育を補償している級に進級するか、あるいは、家庭教育形態の教育を継続する。学年総計で、1 科目の学問的義務を有しているこうした教育段階の学習者は、条件付きで、次の級に進級する。学習者が翌年度に、学問的義務を解消することに対する責任は、その親（親権者）に課せられる。次の級への学習者の進級は、教育機関行政機関の決定により、任意で実施される。
5. 前にあった段階の教育プログラムを習得しなかった学習者には、普通教育の次の段階の教授—学習を認めない。

第 18 条 就学前教育

1. 親は最初の教育者である。親は、早期の子どもの年齢における子どもの人格の身体的、精神的、および、知的発達に基礎を置

かなければならない。

2. 国は、早期の年齢の子どもの教育に対して、財政的、および、物質的援助を保障し、あらゆる階層の住民のために、誰もが就学前教育機関の教育サービスを受けることを保障する。
3. 就学前の年齢の子どもの教育、子どもの身体的、精神的健康の保護と増進、個別の才能の発展、および、この発展を矯正する必要がある場合、就学前教育機関網は、家庭への支援が有効である。
4. 就学前教育機関と親（親権者）との関係は、当事者間の契約によって、規定される。そして、その契約は、法律によって、定められた国の権限を拘束できない。
5. 地方自治体は、家で、就学前年齢の子どもを教育している家庭への方法的、診断的、および、相談的援助を組織し調整する。

第 19 条 初等普通、基礎普通、および、中等（完全）普通教育

1. 普通教育には、次のとおり、教育プログラムの水準に従った 3 つの段階が含まれる：初等普通、基礎普通、および、中等（完全）普通教育
2. 市民の入学が許される年齢、および、各教育段階における市民の教育の継続性は、教育機関規則によって、規定される。
3. 基礎普通教育と国家（最終）試験は、義務である。
4. 学習者が、所定の教育を比較的早く習得しなかった場合、具体的な学習者に対する基礎普通教育を受ける義務要求は、その学習者の年齢が 15 歳に達するまで効力を保つ。
5. 対面式形態による、基礎教育機関における基礎普通教育習得のための学習者の最高年齢は、18 歳である。この法律の第 50 条第 10-12 項で示された学習者のカテゴリーのために、基礎普通教育を習得する最

高年齢は、高く設定できる。

6. 親（親権者）と地方の教育行政機関との合意により、15 歳の年齢に達した学習者は、基礎普通教育を習得するまで、普通教育機関に留め置かれる。
7. 違法行為の発生、および、乱暴で、再三にわたる教育機関の規則違反に関して、14 歳の年齢に達している学習者は、教育機関行政機関の決定により、当該教育機関から除籍させることができる。孤児と親（親権者）の保護を受けていない子どもの除籍についての決定は、後見と保護機関の同意時点から開始される。教育機関から学習者を除籍することについて、保護機関は、30 日以内に、地方自治体に必ず報告しなければならない。除籍された親（親権者）と共同で、地方自治体は、学習者の就職斡旋、あるいは、他の教育機関への教育継続を、1 ヶ月以内に、保障する方策を採用する。
8. 企業、機関、および、組織と共同での契約に関して、普通教育機関は、学習者の職業準備活動に対する、所定のライセンス（許可証）があれば、（有償を含む）補充教育サービスとして、その活動を実施することができる。初級職業準備は、学習者、および、その親（親権者）の同意により、実施される。

第 20 条 職業教育プログラムの実施

1. 障害を有している学習者と被養育者、および、身体障害者のためを含む、職業教育プログラムは、障害を有する学習者と被養育者のための特殊（更正）〔教育機関〕を含む、職業教育の教育機関において、実施される。国家認定を受けた職業教育の教育機関は、ロシア連邦政府によって定められた職業と専門の一覧表、および、この法律に規定された教育段階に従って、しかるべき水準の熟練労働者（熟練工と事務職員）、および、専門家養成のために、所定の段階

のこうした教育プログラムを実施する。

2. 中等（完全）普通教育の国家教育スタンダードは、職業教育習得面を考慮した初等専門、あるいは、中等専門教育の範囲で実施される。
3. その他の任意の職業教育の存在は、職業教育の教育機関への市民の入学拒否のための根拠にすることができない。

第21条 職業準備

1. 職業準備には、一定の労働と労働群の実施のために、学習者に熟練の習得を促進する目的がある。職業準備には、学習者の教育段階の向上を伴わない。
2. 国は、必要な場合に、基礎普通教育を有しない人に、職業準備を習得させるための条件を作りだす。
3. 職業準備は、初等専門教育の教育機関、および、その他の教育機関において、次のとおり、習得することができる：学校間教授—学習総合学園：教授—学習生産職長、および、教授—学習の職域（職場）：所定のライセンスを有する教育の下位機構、そして、試験を通過し、所定のライセンスを有する専門家には、個別の準備の領域において

第22条 初等専門教育

1. 初等専門教育は、基礎普通教育に基づき、社会的に有益な活動のあらゆる基礎的方向性をもった、熟練労働者（熟練工と事務職員）の養成を目的とする。個別の職業に関して、初等専門教育は、中等（完全）普通教育に基礎付けられる。
2. 初等専門教育は、初等専門教育の教育機関（当該水準の職業の一技術的、その他の学校）で習得することができる。

第23条 中等専門教育

1. 中等専門教育は、中級部分の専門家養成、

および、基礎普通、中等（完全）普通、あるいは、初等専門教育を基盤として、教育の深化と拡張に対する人格の欲求の充足を目的とする。

2. 所定の側面の中等（完全）普通、あるいは、初等専門教育を有する市民は、〔学習期間を〕短縮し早められたプログラムにより、中等専門教育を習得する。
3. 中等専門教育は、中等専門教育の教育機関（中等専門教育機関）、あるいは、高等専門教育の教育機関の第1段階で、習得することができる。
4. 中等専門教育の教育機関は、所定のライセンスがあれば、初等専門教育の教育プログラムを実施することができる。

第24条 高等専門教育

1. 高等専門教育は、しかるべき水準の専門家養成と再教育、および、中等（完全）普通〔教育〕と中等専門教育を基盤として、教育の深化と拡張に対する人格の欲求の充足を目的とする。
2. 高等専門教育は、高等専門教育の教育機関（高等教授—学習機関）で、習得することができる。
3. 所定の側面の初等専門教育を有する人は、〔学習期間を〕短縮し早められたプログラムにより、高等専門教育を習得することができる。
4. 所定の側面の中等専門教育を有する人は、〔学習期間を〕短縮し早められたプログラムにより、高等専門教育を習得することができる。

第25条 高等後期専門教育

1. 高等後期専門教育は、高等専門教育を基盤として、市民に、教育水準の向上、および、科学的、教育的熟練向上の機会を委ねる。
2. 高等後期専門教育は、高等専門教育の教

育機関、および、教授—学習機関で設定された、大学院、インターン、助手において、習得することができる。

第 26 条 補充教育

1. 補充教育プログラムと補充教育サービスは、市民、社会、および、国家のあらゆる教育的欲求の充足のために、実施される。職業教育の各段階で、教育スタンダードの不断の改善と関連して、熟練工、事務職員、および、専門家の熟練の絶え間ない向上は、補充教育の基本的課題である。
2. 次の場面で、実施された様々な方向性による教育プログラムが、補充教育プログラムに関連付けられる：その地位を規定している範囲で、基礎教育プログラムの普通教育機関、および、職業教育の教育機関において：補充教育の教育機関（熟練向上の機関、職業志向のコースとセンター、音楽と美術学校、芸術学校、子どもの創作の家、若い技術者のステーション、自然主義の若者たちのステーション、および、所定のライセンスを有するその他の機関）において：個別の教育的活動を用いて

第 27 条 教育についての書類

1. ライセンスに従って、教育機関は、最終試験に合格した人に、ライセンスに従って、所定の教育、および（あるいは）、職業専門資格についての書類を交付する。教育機関自らが書類の形式を定める。こうした書類は、教育機関の出版物として保証される。
2. 国家認定を有し、（就学前〔教育〕を除いて）普通教育、および、職業教育プログラムを実施している教育機関は、最終試験に合格した人に、教育段階、および（あるいは）、職業専門資格についての国の方式による書類を交付する。
3. 高等後期専門〔教育〕を修了し、熟練した作業（学問的作業の総和による学位論

文）を成就した市民に、学位が授与され、所定の書類が交付される。

4. その他〔の条件〕が、所定の教育機関規則に規定されていない場合、所定の教育段階についての国の方式による書類は、次に来る教育段階の国公立教育機関への進学のための必要な条件である。職業専門資格の初等専門、中等専門、および、高等専門教育についての書類、そして、高等後期専門教育についての書類において、こうした学位は、その所有者に、職業活動に従事する権利を提供する。その権利には、その職業活動のために、定められた手続きで、所定の教育資格に対して、義務的な熟練要求を規定した職業に従事することも含まれる。
5. ロシア連邦において、次の教育段階（教育資格）が定められている：1）基礎普通教育 2）中等（完全）普通教育 3）初等専門教育 4）中等専門教育 5）高等専門教育 6）高等後期専門教育
6. 当該段階の教育を終了していない人に、定められた方式の証明書が交付される。

第 3 章 教育システム管理

第 28 条 教育分野におけるロシア連邦の権限

連邦の国家権力機関と教育行政機関としてのロシア連邦は、教育分野において、次の事項を所管する：

- 1）連邦の教育政策の作成と実施
- 2）連邦の権限の範囲内における教育関連の法令の制定
- 3）外国におけるロシア連邦の諸民族の言語による教育の組織化を援助する問題を含む、社会—経済、人口動態、および、その他の条件と特質を踏まえた、連邦〔プログラム〕や国際プログラムの作成と実施
- 4）連邦の教育行政機関とそれが所轄する

教育行政機関の設置，指導，および，当該機関の長の任命

- 5) 連邦が所轄する教育機関の長の任命の承認。但し，法律，あるいは，当該のタイプ・種類の教育機関に関する標準規程に特別の規定がある場合には，この限りでない。
- 6) 教育機関の設立，改組，および，閉鎖の手続きの制定
- 7) 職業訓練と職業教育を実施する際の職業〔分野〕と専門〔分野〕の一覧表の作成
- 8) 連邦が所轄する教育機関の設立，改組，および，閉鎖。教育機関の審査と国家認定。教育行政機関から独立した国家審査—診断センター（国家審査局）制度の創出
- 9) 連邦教育発展プログラムとその他の教育分野の連邦プログラム〔に必要な〕物的—技術的保障のための組織化と調整
- 10) 教育機関に関する標準規程の作成と承認
- 11) 教育機関に対するライセンスの交付，国家審査と国家認定の手続きの制定
- 12) 国公立教育機関の教職員と教育行政機関の職員の審査手続きの制定
- 13) 教育機関における労務関係の規定，労働基準と連邦給与基準の制定
- 14) 国家教育スタンダードの連邦的構成要素の確定，ロシア連邦領土における教育証明書の等価性の確保，および，ロシア連邦領土における外国の教育証明書の承認
- 15) 毎年度の連邦歳入の中から，教育財政に当てるべき額の設定。教育費についての連邦予算の編成，および，連邦教育発展プログラム発展基金の設立
- 16) 次の事項の設定：教育の発展を助長する税制上の特典：学習者と被養育者に対する連邦の教育財政基準：教育機関に対する財政措置の手続き：ロシア連邦領土における専門家—有資格者グループや国の教育行政機関職員の状況を踏まえた教職員の賃金と職務給の最低額：教育機関の様々なカテゴリーの学習者，被養育者や国公立教育機関の教員の特典，および，その学習者，被養育者や教員のための物的保障の種類と基準：市民に対する個人向け国家教育クレジットの供与とその返済手続き：教員の教育資格：建築の基準と規則，衛生基準，学習者・被養育者の健康維持，自然と人工的特質の非常事態地域からの避難民の保護，および，教育過程と施設設備の最低基準に関わる教育機関に対する連邦の要請
- 17) 連邦が所轄する教育機関に対する直接的な財政措置。但し，当該のタイプ・種類の教育機関に関する標準規程に特別の規定がある場合には，この限りでない。
- 18) 情報と科学的—〔教育〕方法についての教育システム上の保障，連邦の権限の範囲における各コース・学科の模範的教授—学習プランと教授—学習要目の作成，教科書出版の組織化と学習参考書の作成。ロシア連邦にとっての統一的教育情報システムの創設
- 19) 教員と国の行政職員の養成・研修に関する連邦制度の組織化
- 20) ロシア連邦の教育に関する法令と国家教育スタンダードの連邦的構成要素の実施に対する監督
- 21) 教職員に対する国家賞と名誉称号の制定と授与
- 22) その連邦権限の範囲における規範的文書の公示
- 23) 高等専門〔教育〕と高等後期専門教育プログラムに関する教育機関に対するライセンス交付と当該プログラムに関する教育活動を実施する権限に対する許可書の授与

第 29 条 教育分野におけるロシア連邦構成主体の権限

ロシア連邦構成主体は、教育分野において、次の事項を所管する：

- 1) ロシア連邦の教育政策に矛盾しない教育政策の決定と実施
- 2) 教育分野におけるロシア連邦構成主体の立法措置
- 3) 教育機関の設立、改組、閉鎖、および、財政に関する独自の手続きの決定
- 4) 連邦の教育政策の実施、地方自治体予算への補助金交付による、〔市民の〕基礎普通教育へのアクセスのしやすさと義務の国家的保障に対する財政的裏付け
- 5) 国際〔プログラム〕を含む、民族と地域の社会—経済、環境、文化、人口動態、および、その他の特色を踏まえた共和国と地域教育発展プログラムの作成と実施
- 6) 国の教育行政機関の設置とその指導、および、これらの機関の長の任命（連邦教育行政機関による同意が必要）
- 7) 所轄の教育機関の設立、改組、および、閉鎖、そして、高等専門教育と高等後期専門教育プログラムに関する教育活動を実施する教育機関に対するライセンス交付
- 8) 国家教育スタンダードの民族的・地域的構成要素の確定
- 9) 教育費と所定の教育発展基金への歳出を含む連邦構成主体予算の編成
- 10) 教育を目的とした地方税と地方賦課金の制定
- 11) 共和国と地域の教育財政基準の制定
- 12) 物的—技術的保障を間接的に援助する地方自治体の教育行政機関と教育機関に対する財政の組織化
- 13) 〔教育機関の〕建築の基準と規則、衛生基準、学習者と被養育者の健康維持、および、教育過程と施設設備の充足に関わる教育機関への連邦の要請に対する追加〔要請〕の確定

- 14) 連邦が定めた学習者、被養育者、および、教員の特典、そして、その学習者、被養育者と教職員の物的保障の種類・基準に対する追加〔措置〕の確定
- 15) 自らの権限の範囲において、教育機関に対する情報の保障、学習参考書の出版の組織化、コース・学科の模範的教授—学習プランと教授—学習要目の作成
- 16) 教員の養成、研修、および、資質向上の組織化
- 17) 教育分野におけるロシア連邦の法律遵守の保障、および、国家教育スタンダードの実施の監督
- 18) 自らの権限の範囲において、規範的文書の公示

第 30 条 国家権力機関と教育行政機関との権限の分掌手続き

1. この法律の第 28、29 条によって、規定された、連邦国家権力機関、連邦教育行政機関、および、ロシア連邦構成主体の権力機関の教育分野における構成要素は、全てを尽くすものであり、正に、変更することのできない法律である。
2. 教育分野における連邦の司法的、行政的権力機関間の権限分掌は、ロシア連邦憲法に基づき、ロシア連邦政府の活動を調整している法律によって、規定される。
3. 連邦の行政的権力機関間の教育分野における権限の分掌は、ロシア連邦政府によって、定められる。
4. ロシア連邦構成主体の司法的、行政的権力機関間、および、その構成主体の機関間の教育分野における権限の分掌は、ロシア連邦構成主体の法律によって、調整される。
5. 連邦とその管轄下の国の教育行政機関は、この法律によって、ロシア連邦構成主体の教育行政機関と地方自治体の教育行政機関との権限に関する問題を独自に検討する権利がない。但し、その問題がロシア連邦の

法律によって規定され、国と社会の安全保障、住民の健康維持と衛生的・疫学的平穩、および、市民の権利と自由の保護に関連する場合を除く。

6. 連邦レベルの国の教育行政機関は、ロシア連邦領土において、管理手続きの下に、任意の教育機関と任意の教育行政機関を、自らの権限の範囲内で、査察する権利がある。また、〔当該教育行政機関は、〕この権利を、他の国の教育行政機関に委任することができる。

第31条 教育分野における地方自治体の権限

1. 地方自治体は、次の事項を所管する：この法律で定められた市民が義務的基礎普通教育を受ける権利を実現する。：〔ロシア連邦所管の〕地域における教育機関による教育過程の実施条件が、連邦と地方の要求に合致していることを示す統計平均の資料を毎年発表する。
2. 教育分野における地方自治体の独自の権限は、次のとおりである：
 - 1) 国の教育政策を実施することを意図した地方（地方自治体）の教育行政機関と教育機関の活動の計画、組織化、規制、および、監督
 - 2) 教育費や所定の教育発展基金への歳出を含む地方自治体の予算の編成、地方の教育システムの財政基準の作成と承認
 - 3) 所轄地域に住む市民に対する普通教育機関の選択機会の保障
 - 4) 自らの権限の範囲における、教育システムの所有関係の規制
 - 5) 公立教育機関の設立、改組、および、閉鎖
 - 6) 地方（地方自治体）教育行政機関、および（あるいは）、自治学区の設定と廃止、その構成と権限の確定、国の教育行政機関の同意を得て地方教育行政機関の長の任命

と解任

- 7) 公立教育機関の長の任命。但し、当該のタイプ・種類の教育機関に関する標準規程や地方自治体の決定に特別の規定がある場合には、この限りでない。
- 8) 公立教育機関の校舎と施設の建築、および、その敷地内の整備
- 9) 教育機関の建物、施設、および、その他の所有対象に関する賃貸借条件の監督
- 10) 国公立教育機関と文化・スポーツ施設の教育目的の利用
- 11) 教育発展を促進する追加的な税金と特典の確定
3. その中の1つの地域が他の地域の一部となっている地方自治体の教育間の教育分野における権限分掌は、ロシア連邦構成主体の法令の定める範囲によって、調整される。
4. 地方自治体の下部機関間の教育分野における権限分掌は、地方自治体が定める規則（規程）によって、調整される。
5. 地方（地方自治体）の教育行政機関は、国の教育行政機関の権限に属する問題を単独で審議することができない。

第32条 教育機関の権限と責任

1. 教育機関は、ロシア連邦の法律、当該教育機関のタイプと種類に応じた標準規程、および、当該教育機関の規則が定める範囲において、教育過程の実施、教職員の選抜と配置、学問、財政、経営、および、その他の活動において、自立している。
2. 教育機関の権限は、次のとおりである：
 - 1) 教育過程の物的・技術的保障と装備や独自財源により実施される、国と地方の基準・要請に合致した施設の設備
 - 2) 当該教育機関の規則に定められた活動の実現のため、銀行クレジットの利用を含めた追加財源と物的資産の導入
 - 3) 年次決算と物的資産についての報告書の設置者と地域住民に対する提示

- 4) 教職員の選考、採用、配置、および、
〔こうした教職員の〕資質水準に対する責任
- 5) 教育過程における〔教育〕方法に対する
保護の組織化と改善
- 6) 教授—学習要目と教授—学習プランの作
成・承認
- 7) コース・学科の授業実施計画の作成・承
認
- 8) 地方自治体の同意に基づく年次教育計画
の作成・承認
- 9) 定員や校務分掌といった教育機関の活動
に関わる管理運営体制の決定
- 10) 連邦と地方基準によって、定められた独
自財源の範囲と制限を考慮した教育機関の
教職員の賃金と職務給の額の決定
- 11) 職務給の割増・追加、教職員に対する報
奨の手続きと額の決定
- 12) 教育機関の規則の作成と承認
- 13) 教育機関の内規とその他の特別な規定の
作成・承認
- 14) ライセンスに記載された定員内での学習
者・被養育者の入学定員数を独自に決定。
但し、当該のタイプ・種類の教育機関に関
する標準規程とこの法律に特別の規定があ
る場合には、この限りでない。
- 15) 教育機関の規則、ライセンス、および、
国家認定証に応じた独自の教育過程の実施
- 16) 自らの規則とこの法律要求に基づく教育
機関の学習者の成績評価と中間評価につい
ての日常的な監督の実施
- 17) いくつものカテゴリーに分類される学習
者・被養育者にロシア連邦とロシア連邦構
成主体の法令や地方自治体の法文書に定め
られた追加的な特典と様々な種類の物的保
障を提供する適切な時期についての監督
- 18) 寄宿タイプの教育機関における基準を下
回らない被養育者の生活条件の保障
- 19) 教育機関における給食施設と医療施設の
活動に必要な条件の創出、こうした活動に

- 対する教育機関の学習者・被養育者・教職
員の健康の維持と増進のための監督
- 20) 教員（教職員）組織（連合体）と教授
—学習法団体の活動に対する協力
 - 21) 法律に違反しない範囲での教育機関にお
ける社会（子どもと青年〔の団体〕を含
む）組織（連合体）の活動に対する調整
 - 22) ロシア連邦の法律で禁止されず、教育機
関の規則で定められているその他の活動の
実施
3. 教育機関は、ロシア連邦の法律が定める
手続きにより、次の事項に対する責任を持
つ：1) 自らの権限に関わる職務の不履行
2) 教授—学習プランと授業予定表に基づ
く教授—学習要目の不完全な実施：当該教
育機関の卒業生の学力水準 3) 教育過程
の〔実施〕時間内における学習者、被養育
者、および、教職員の生命と健康 4) 教
育機関における学習者、被養育者、および、
教職員に対する権利と自由の侵害 5) ロ
シア連邦の法律に規定されたその他の活動

第 33 条 教育機関の活動の創出手続きと法 規則

1. 教育機関は、独自のイニシアチブで、設
置者によって、創設され、ロシア連邦の法
律に従った申請手続きをして、権限を有し
た機関に登録される。
2. 教育機関の登録は、非合理的な動機で拒否
することができない。登録の拒絶や拒否に
対して、設置者は、裁判所に提訴すること
ができる（1997 年 11 月 16 日付き連邦法
第 144 条改正）（前述の連邦法参照）。
3. 教育機関の登録のために、設置者は、登
録申請、教育機関創設に関する設置者の決
定、あるいは、設置者の当該契約、教育機
関規則、および、国への登録税の支払いに
ついての書類を提供する。
4. 権限を有する機関は、申請者、財政機関、
および、所定の国の教育行政機関に文書で

- 通知する内容について、1ヶ月以内に、教育機関の申請を行う。
5. 教育機関において、その規則によって規定され、教育過程の養成に方向付けられた財政的一経営的活動の実施事項についての法人の権利は、教育機関の登録の瞬間から発生する。
 6. 教育機関のところに、ロシア連邦の法律で定められた教育活動実施の権利と特典が、そのライセンス（許可証）発行の瞬間から発生する。
 7. 教育活動実施の権利に対するライセンスは、専門委員会の判断に基づき、ロシア連邦構成主体の法律によって、しかるべき権限を付与された国の教育行政機関、あるいは、地方自治体に与えられる。地域組織（連合体）の教育機関についての教育活動実施に対するライセンスは、所定の承認が為されたという指導申告書により、与えられる。
 8. 専門委員会は、設置者の申請により、ロシア連邦構成主体の法律に従って、所定の権限を付与された国の教育行政機関、あるいは、地方自治体によって、創設され、1ヶ月以内に、その職務を行う。国の教育行政機関、所定の地方自治体、および（あるいは）、地方（地方自治体）の教育行政機関、現行の教育機関、そして、社会団体の代表たちは、初めと同一の基準で、専門委員会に入会する。
 9. 検査のテーマと内容とは、建築基準と規則、保健衛生基準、学習者、被養育者、および、教育機関の教職員の健康維持、教授—学習施設設備、教授—学習プロセスの装備、そして、教員とその定員補充の教育資格を含む、教育機関、国と地方の要請によって、教育機関に提供された教育過程の実施条件に従ったという確定である。教育過程の内容、組織化、および、〔教育〕方法は、検査のテーマではない。
 10. 検査要求は、教育機関が登録された地域の統計平均値を超えることができない。
 11. 検査実施に対する費用は、設置者によって、支払われる。
 12. 管理基準指数、学習者、被養育者の限界入学定員数、および、このライセンスの有効期間が、教育機関に提供されたライセンスに記録される。
 13. 検査結果に関する否定的な結論、および、検査に基づいた教育機関へのライセンス交付の拒否に対して、設置者は、裁判所に控訴することができる（1997年11月16日付き連邦法第144条改正）（前述の連邦法参照）。
 14. ライセンスを提供した国の教育行政機関、あるいは、地方自治体は、ライセンスに規定された組織的一法的形態に関係なく、教育機関に、条件遵守を監督することを保障する。この条件に違反した場合に、ライセンスは、停止される。
 15. ライセンスの更新は、その取得手続きに従って、実施される。
 16. 教育機関が所定の教育段階についての国の方式による書類をその卒業生に交付し、ロシア連邦の国章の入った刊行物を活用する権利、および、普通教育機関が中央国家財政の図を挿入する権利は、国家認定についての証明を承認された〔教育機関の〕国家認定の瞬間から発生する。
 17. 教育機関の国家認定に関する証明は、その国の地位、教育プログラムを実施している段階、卒業生の養成内容と質の国家教育スタンダードの要求への適合、および、卒業生への教育の所定の段階についての国の方式による書類を交付する権利を承認することである。就学前教育機関と子どもたちの補充教育機関に提供した国家認定の証明は、所定の教育機関の国の地位、子どもたちに教育プログラムを実施している段階、および、当該教育機関のカテゴリーを承認

することである。

18. 教育機関の国家認定は、連邦とその管轄下の国の教育行政機関、あるいは、それらの委任により、教育機関の申請とその審査結果に基づいた、その他の国の教育行政機関によって、実施される。

19. 教育機関の審査は、主導的な教育機関と社会団体を引き付けるとともに、〔教育機関の〕国家審査サービス申請、あるいは、審査依頼、もしくは、国家権力機関、教育行政機関、および、地方自治体への委任によって、実施される。審査は、5年に1度実施される。但し、法律によって、特別な規定がある場合には、この限りでない。審査実施に対する費用は、教育機関によって、支払われる。

20. 審査の目的と内容とは、国家教育スタンダードの要求に対する教育機関の最上級生養成の内容、段階、および、質の結果の確定である。教育機関の審査条件とは、3年間を経過して、その最上級生の半数以上が最終審査で、肯定的な結果を得ることである。初めて創設された教育機関の第1の審査は、学習者の最初の卒業後、そして、〔教育機関〕最上級生の半数以上が、最終審査で、肯定的結果を得るという条件に関しては、ライセンス取得後3年以内に、その申請により実施される。新設された初等普通、基礎普通、および、中等（完全）普通教育機関に対する第1の審査は、初等普通、基礎普通、および、中等（完全）普通教育という段階ごとに実施される。

21. 国家審査サービスの審査結果〔について教育機関〕は、審査手続きを含む場合の時点だけ、裁判所に提訴できる。教育機関は、自らに国家認定を拒否された瞬間から12ヶ月以降に再審査請求をする権利がある。

22. 就学前教育機関、孤児と親（親権者）の保護を受けていない子どものための教育施設、障害を有する学習者と被養育者のため

の特殊（更正）教育機関、および、再編成された実験的教育機関の審査は、これらの教育機関についての標準規定に定められた手続きに従って、所定の国の教育行政機関によって、実施される。

23. 教育機関は、審査結果によって、国家認定を剥奪され得る。

24. 教育機関の支部（分校）は、この法律による、教育機関のために定められた一般的手続きに従って、現住所、ライセンス交付、審査、および、国家認定に関する登録を行う。

25. 教育機関は、様々なロシア、外国、国際社会の教育、および、科学的、産業的構造に対して、社会的承認を得ることができる。こうした認定の結果、国の側が補充の財政的義務を負うことはない。

第34条 教育機関の再組織化と閉鎖

1. 教育機関は、設置者の決定により、その他の教育機関に再組織化することができる。但し、この決定が教育機関の義務違反を招かず、あるいは、設置者自らがこの義務を受入れる場合には、この限りでない。

2. 教育機関の再組織化（組織的一法的形態と地位の変更）に関して、その規則、ライセンス、および、国家認定についての証明書は、効力を失う。

3. 地方自治体の管轄下にある国の教育機関の譲渡は、地方自治体の同意だけを得れば、許可される。

4. 教育機関の閉鎖は、次のとおり、実施される：その設置者、あるいは、その設置者の証明書に基づき、権利を与えられた法人組織の決定により：しかるべきライセンスを有しない活動、あるいは、法律によって、禁止された活動、もしくは、教育機関規則の目的に適合しない活動を実施した場合には、裁判所の決定により

5. 農業就学前教育、あるいは、普通教育機

関の閉鎖は、当該機関に奉仕する居住地の住民集会の同意を得た場合にだけ、許される。

第35条 国公立教育機関の管理

1. 国公立教育機関の管理は、ロシア連邦の法律と当該教育機関の規則に基づいて行われる。
2. 国公立教育機関の管理は、単独責任と自主管理の原則によって、行われる。教育機関の自主管理の形態としては、学校会議、保護者会議、社会団体、教職員会議、および、その他の形態がある。教育機関の自主管理組織の選択とその権限の手続きは、教育機関の規則によって、規定される。
3. 国公立教育機関の直接的な管理運営は、しかるべき資格審査に合格した当該教育機関の指導者、校長、学長、あるいは、その他の管理者（行政官）によって、行われる。連邦管轄下における国の教育機関管理者の地位は、ロシア連邦政府によって、規定される。
4. 国公立教育機関の管理者は、当該教育機関の規則に基づき、次の方法で〔決定〕される：1) 教育機関の教職員による選出 2) 複数（〔あるいは〕1名）の候補者と設置者の事前合意を得た上での教育機関の教職員による選出 3) 設置者の事後承認を伴う教育機関の教職員による選出 4) 学校会議の拒否権を認めた上での設置者による任命 5) 設置者による任命 6) 設置者による雇用：公的な高等専門教育機関においては、学長を任命することができない。
5. 学校会議と教育機関の管理者との権限分掌は、教育機関の規則によって、定められる。
6. 国公立教育機関の管理者は、教育機関の内外におけるその他の機関の管理者（科学や科学的—〔教育〕方法に関する指導を除く）を兼任することができない。

7. 国公立教育機関とその支部（分校）の管理者の職務は、互いに兼務することができない。

第36条 非国立教育機関の管理

1. 非国立教育機関の設置者、あるいは、その委任に基づき、設置者によって、編成された保護者会議が、当該教育機関を直接的に指導する。
2. 保護者会議の権限、その内部の非国立教育機関への管理運営様式、こうした教育機関管理者の任命、あるいは、選出手続き、および、当該管理者の権限は、教職員の同意を得て、この教育機関の設置者（保護者会議）により定められ、非国立教育機関の規則によって、確立される。

第37条 ロシア連邦における教育行政機関

1. ロシア連邦において、次の国の教育行政機関が創設され、活動を行う：連邦（中央）の国の教育行政機関：連邦管轄下の教育行政機関：連邦構成主体の国の教育行政機関
2. 国の教育行政機関は、国家権力のしかるべき法的（代表権のある）機関の同意を得て、所定の行政権力機関の決定により、創設される。
3. 地方（地方自治体）の教育行政機関は、所定の地方自治体の決定により、創設される。
4. 教育行政機関の活動は、連邦の教育発展プログラム、国家教育スタンダード、および、国家基準の水準に従った教育システムの機能化の保障に方向付けられる。
5. 義務的範囲において、次のことが、国の教育行政管理機関の権限に関連する：
 - 1) 教育分野において、特定の目的を持った連邦、および、国際のプログラムの作成と実施
 - 2) 国家教育スタンダードの作成、および、

教育に関する書類の等価性の設定

- 3) 教育機関の国家認定, および, その社会的認定の促進
 - 4) 様々なタイプと種類の教育機関の教員に対する審査手続き, および, 当該教員の教育資格に対する要求の制定
 - 5) 教育システム構造の形成
職業準備と職業教育を主導することに関する職業と専門の一覧表の作成
 - 6) 教育システムによって, 設立された教育機関の活動のための直接投資
 - 7) 教育システムの安定と発展のための国家的基金の創設
 - 8) 教育機関財政, および, 教育過程の物的・技術的保障と装備の国家基準の作成
 - 9) 教育機関網の発展予測, および, 地域教育発展の必要性に対する特定の目的を持った補助金を連邦予算から配分させる提案の準備
 - 10) 教育分野におけるロシア連邦の法律, 国家教育スタンダード, および, 教育システムにおける予算的, 財政的原則の実施に対する監督
6. 教育行政機関の所管する教育機関は, 当該行政機関によって, 統制される。教育機関が, 教育分野におけるロシア連邦の法律, および (あるいは), 自らの規則に違反した場合に, 国の教育行政機関は, 自らの命令により, 裁判所の決定が出るまで, 当該部分の教育機関の活動を停止する権利がある。

第 38 条 認定された教育機関における教育の質に対する国の監督

1. 国の審査サービスは, 国家認定を有している教育機関に教育の質, および (あるいは), 所定の国家教育スタンダードの要求と教育〔内容〕との不適合に対する損害賠償請求を行う。
2. 損害賠償請求を方向付ける次のような諸

課題が, 国の上級審査サービス機関による審議のための根拠となる:

- 1) 普通教育プログラムを実施している次のような教育機関に応じて: 教育機関における学習者の一般的保護者 (親権者) 集会の決定: 教育機関所在地における国の審査サービス支部の公式の提案
- 2) 職業教育プログラムを実施している次のような教育機関に応じて: 教育機関における学習者の一般的集会の決定: 国の住民雇用サービスの公式の提案
3. こうした損害賠償請求の方向性, あるいは, 損害賠償請求に関する申請者の要求拒否についての決定は, 国の上級審査サービス機関によって, 受理され, 1 ヶ月以内に, 申請者に通知される。損害賠償請求の方向性についての国の審査サービス拒否に対して, 申請者は, 裁判所に提訴できる (1997 年 11 月 16 日付き連邦法第 144 条改正) (前述の連邦法参照)。
4. 2 年以内に損害賠償請求をした場合には, 結果として, 教育機関は, その国家認定を剥奪される。国家認定の更新は, その取得手続きに従って, 実施される。

第 4 章 教育システムの経済学

第 39 条 教育システムにおける所有関係

1. 教育機関規則に従って, 教育活動を保障するために, 教育機関に対して, 設置者は, 所有権が設置者に属し, あるいは, 設置者が第 3 者 (所有者) に賃貸借する (土地, 建物, 家屋, 資産, 設備, および, 消費的, 社会的, 文化的, その他の用途に必要な資産である) 所有権対象を確保する。国公立教育機関には, 無期限無償利用で, 地所が確保される。
2. 設置者が教育機関に対して, 確保した所有対象を, 当該教育機関が実際に管理する。
3. 教育機関は, 所有者を通じて, この機関

に確保された所有権の保持と効果的な活用に対して責任を負う。この部分で、設置者、あるいは、所有者によって、権利を与えられた法人が、教育機関活動を監督する。

4. 所有者は、自らの権限の範囲で定められたロシア連邦の法律、ロシア連邦構成主体の法律、および、地方自治体の法文書によって、規定された手続きと条件に従って、教育機関に対する国、および（あるいは）、地方自治体の所有権を譲渡できる。
5. 非国立教育機関は、比較的早く当該教育機関に確保され、あるいは、賃貸借された国、および（あるいは）、地方自治体の所有権への譲渡を確保する優先権を活用する。
6. 教育機関に確保された所有権の没収、および（あるいは）、譲渡は、所有権（教育機関に権利を与えられた法人）と教育機関間、あるいは、所有者（教育機関に権利を与えられた法人）と設置者間の契約期間終了による場合にだけ許される。但し、この契約に特別の規定がある場合には、この限りでない。
7. 贈与、寄付、あるいは、遺言により、教育機関に個人、および（あるいは）、法人が、譲渡した貨幣手段、資産、その他の所有対象、その活動の結果として、発生した知的、創造的活動の財、そして、教育機関の特殊な活動からの収入とこの収入に対して、獲得された所有対象に対する所有権は、教育機関に属する。
8. 非国立教育機関は、法律によって、規定された一般的基準における倒産者と区別され得る。
9. 教育機関は、その裁量下での貨幣手段とその所有権に属する自らの職務に責任を負う。教育機関のところにある、こうした手段の不十分さに関して、法律によって、定められた手続きに従って、設置者は、その職務による責任を負う。
10. 教育機関の閉鎖に関して、自らの職務の

ための経費支払いを除いて、その所有権に属する貨幣手段、および、その他の所有対象は、教育機関規則に従って、教育発展の目的に方向付けられる。

11. 教育機関は、資産の借主や貸主として、参加する権利がある。国公立教育機関の賃貸借料に対する当該教育機関に確保された所有対象、および、地所の譲渡は、当該地域で形成された価格より上の価格で、学校会議の同意を得て、買戻しの権利を放棄して、実施される。賃貸借料として、教育機関が取得した貨幣手段は、当該教育機関における教育過程の保障と発展に対して使用される。
12. 国家権力機関、あるいは、或る行政的一領土的単位の地方自治体が、教育機関の設置者、および、教育機関に対して、資産を確保した所有者である場合に、国公立教育機関に関して、確保された所有対象に対する賃貸借料は、徴収されない。そして、設置者（所有者）は、所定の教育機関の当面の全面的な修理と内容に対する費用を負担する。但し、設置者と教育機関の契約に、特別な規定がある場合には、この限りでない。
13. 国公立教育機関、および、教授—学習的、生産的、社会的、文化的用途の建物、農地、および、寮に配置された居住空間を含む、教育機関に対して、実際の管理権に従って、確保された、あるいは、その自主管理において、存在している工業的、社会的インフラの対象、そして、実際の教育機関の管理、もしくは、その他の管理下にある医療教育の研究施設は、民営化（非国営化）をする必要がない。

第40条 国の教育に対する優先性の保障

1. 国、および（あるいは）、地方自治体の教育財政は、国家教育スタンダードの範囲における、ロシア連邦市民への教育習得の

ための基本的な国家的保障である。

2. 国は、毎年、国家歳入の10パーセント以上で、教育の必要に対する財政手段の実施、および、所定の連邦予算の歳出項目、ロシア連邦構成主体の予算と地方自治体の予算を擁護することを保障する。教育機関の財政規模と基準は、インフレ速度に従って、四半期ごとに、指数化する必要がある。高等専門教育に対する財政支出部分は、連邦歳出の3パーセント以上を占めることができる。これに基づき、〔その財政支出は、〕連邦予算から資金を算出して、ロシア連邦に居住している1万人当り学生170人以上が在籍する国立教育機関における高等専門教育の教授一学習に融資される。
3. 教育機関は、当該教育機関規則によって、規定された非営利的活動を含む、その組織的一法的形態に関わらず、地代を含む、あらゆる種類の税金の支払いを免除される。
4. 教育システムに対する投資を引き寄せるために、国は、その組織的一法的形態に関わらず、企業、機関と組織、および、ロシア連邦の教育システム発展に対して、現金を含む、自らの資金を投資する外国人を含めた法人に、税特典の特別なシステムを規定している。この特典の性格、規模、および、範囲は、ロシア連邦の法律によって、定められる。使用者は、労使関係にある労働者の職業専門資格の向上に対する責任を負う。その組織的一法的形態と所有形態に関わらず、企業、機関と組織のこの目的に基づいた財政支出の最低基準、および、財政資金活用の範囲は、ロシア連邦政府によって、規定される。
5. 国は、自らの資産を教育機関の賃貸借料に提供している所有者への不動産税に関する特典を規定している。
6. 税金の産出に関して、教育機関が実施している組織の生産物は、国民消費財と同一視される。

7. 国は、親（親権者）に、ロシア連邦の法律によって、定められた年齢までの子どもに対する養育、生活保護家庭、子どもの多い家庭、母（父）親一人の家庭、および、後天的身体障害者の子ども、在職期間中の現役軍人の子ども、被疑者の親が予審期間中である未成年の子どもに対する金銭的援助、そして、ロシア連邦の法律に規定されたその他の社会的、金銭的援助を支払う。こうした金銭的援助の合計は、適当な税金によって、課税された市民の所得から除外される。
8. （所轄官庁を含む）国、および、地方の財政基準によって、定められた、国公立教育機関において、しかるべき教育段階の各子どもの教育に対する支払額に基づく、補足の金銭的資金が、家庭で、未成年の子どもの訓育と教育を行っている親（親権者）に支払われる。支払いは、しかるべきタイプと種類の国公立教育機関の設置者の経費負担により、子どもに対する支払いのために、最大限の社会的、金銭的援助として、子どもが中等（完全）普通教育、あるいは、初等専門教育を習得するまで、もしくは、子どもがロシア連邦の法律で定められた年齢に達するまで、実施される。こうした金銭的援助の合計は、適当な税金によって、課税された市民の所得から除外される。
9. 国は、子どもの補充教育機関網発展のために、必要な条件を作りだし、財政的援助を含む、物質的援助を当該機関に提供する。

第41条 教育機関の財政

1. 教育機関の財政活動は、その設置者によって、両者間で結ばれた契約に従って行われる。教育機関は、設置者と契約に基づき、自主的な財政活動を行うことができる。
2. 教育機関の財政措置は、教育機関のタイプ、種類、および、カテゴリーに応じた学習者・被養育者1人当たりに対して算出さ

- れる国（所轄官庁を含む）と地方の財政基準に基づいて実施される。小規模な農村の教育機関並びに国家権力機関と行政機関によりこの教育機関と同等とみなされる教育機関のために、〔国は、〕学習者の数によらない財政基準により、費用を算出しなければならない。
3. 毎年、当該年度の連邦予算についての連邦法の採択と同時に、連邦の教育機関の財政基準は、連邦法によって承認され、最低基準が確定する。
 4. 連邦構成主体と地方の財政基準は、教育機関の特性を考慮し、当該地域における教育過程と教育機関の建物・設備・備品使用にかかる経費支払いの平均を十分に満たすものでなければならない。
 5. 国公立教育機関の財政の枠組みは、教育機関のしかるべきタイプや種類に応じた標準規程によって、定められる。
 6. 非国立教育機関の財政基準は、当該地域における同様の国公立教育機関の財政基準を下回ってはならない。
 7. 非国立の教育機関は、基礎普通教育プログラムを実施する場合、国家認定を受けた後、ただちに国と地方による財政支出を受け取る権利を持つ。
 8. 教育機関は、その組織的一法的形態に関わらず、ロシア連邦の法律が定める手続きに従い、外貨を含む補足的な財源を持つことができる。これらの財源には、教育機関の規則に示された有償の補充教育やその他のサービスによるものの他、外国人、および（あるいは）、外国人を含む、〔国内外の〕個人、および（あるいは）、法人からの自由意思による寄付金や用途を限定した納付金の提供が含まれる。
 9. 教育機関が本条第 8 項に定められた補足的な資金を得た場合にも、設置者の経費負担による財政支出の基準、および（あるいは）、絶対額は、引き下げられない。
 10. 国公立の中等専門教育機関や高等専門教育機関は、個人、および（あるいは）、法人との間で結ばれた契約に基づき、学習者の入学許可に関する設置者の経費負担による財政的指示（監督数値）の範囲を超えて、当該の教育水準に見合う熟練した労働者（熟練工と事務職員）や専門家の養成・再教育を個人と法人による有償の授業料〔負担〕で行うことができる。法律、経済、経営、および、国家・地方行政の領域の専門家を養成する国公立の中等専門教育機関や高等専門教育機関において、個人と民間企業、機関、および、組織との契約に基づく学習者の入学は、各養成（専門）領域の定員の 25% を越えることができない。この基準は、外国人に対して、所定の契約に基づく有償教育を提供する高等専門教育の教育機関の権限を制限しない。
- #### 第 42 条 中等専門と高等専門教育の経済の特徴
1. 競争試験の結果を考慮の上、国家教育スタンダードの連邦構成要素の範囲で、中等専門と高等専門教育の国立教育機関における無償の中等専門と高等専門教育を受けることは、無償教育に対する学生の入学許可に関して、連邦予算とロシア連邦構成主体の財源の経費負担による指示（監督指数）に従って、実施される。
 2. 連邦予算の経費負担による教育に基づき、学習者の入学定員と入学の仕組みは、ロシア連邦政府によって、定められた手続きに従って、規定される。
 3. ロシア連邦構成主体が地域的構成要素を実施する場合に、これと関わって、学生の無償教育に対する費用の財源は、当該ロシア連邦構成主体予算の経費負担により実施される。
 4. 予算内外の資金が有している範囲で、教育機関は、学生のための社会的援助に関す

る措置を独自に作成し実施する。その社会的援助には、具体的な学生の社会的状況と良好な学業成績と関係して、給食、長期滞在先までの通学、学用品の購入、および、スポーツ厚生施設に対する費用の支払いを含む、社会的、金銭的援助（奨学金）、その他の金銭的援助や特典を定めること、そして、教育過程に直接的に関係する寮滞在、および、提供された公共的、日常的、その他のサービスに対する支払い手続きと額を規定することが含まれる。寮と中等専門と高等専門教育システムの社会的、文化的分野、その他の分野における対象の維持、および、連邦予算の経費負担により、学習している中等専門、あるいは、高等専門教育の教育機関の各学生へ、学生の社会的保護に関する措置の実施に対して、資金が分与される。こうした措置を実施するために、それに応じて、最低賃金の1.5倍と2倍の額で、毎月予算割り当てがなされる。

5. 国立教育機関は、教職員の賃金と物質的刺激に方向付けられた、その分担を含む、自らの予算内外の資金を活用する方向性と手続きを決定する。
6. 中等専門と高等専門教育の教育機関で学習している学生に対する社会的援助を組織するために、一種の個人的、社会的、教育的クレジットの特殊な信用制度が創出される。個人的、社会的、教育的クレジットについての規定は、ロシア連邦政府によって、作成され承認される。

第43条 財政的、金銭的資金の活用に対する教育機関規則

1. 教育機関は、財政的・生産的活動を独自に実施する。教育機関は、外資、銀行、その他の信用機関を含む、独自の収支と会計決算を持つ。
2. 設置者によって、教育機関に確保、あるいは、当該教育機関の所有となる教育機関

の財政的、金銭的資金は、教育機関の規則に従って、教育機関自らの裁量によって、活用させ、没収させるべきではない。但し、ロシア連邦の法律によって、特別の規定がある場合には、この限りでない。

3. 当該年（四半期と月）で、活用されなかった財政資金は、教育機関に組み込ませ、あるいは、設置者によって、翌年（四半期と月）に、この教育機関の財政規模に繰り越させることはできない。
4. 教育機関は、会社（株式会社）とその他の自分だけしか所有権を持たない組織の設備資金に参加する権利を有する。
5. 教育機関は、所有者の同意を得て、収入を得ることに関係し実施された活動において、自らに確保された財政的資金、および、その他の所有対象を活用する権利がある。この場合、所有者は、自身と教育機関間の契約で定められた額で、確保された所有対象を活用することによって、得た収入を含む、権利を獲得する。

第44条 教育機関の物質的、技術的基盤

1. 教育機関は、当該地域で用いられている或る基準以上の水準で、所有権に基づき、自らに確保、および（あるいは）、所属している校舎、施設、資産、設備、その他の消費的、社会的、文化的用途の資産を維持することを必ず保障しなければならない。
2. 国公立教育機関の物質的・技術的基盤の発展は、その教育機関に確保（予算化）、および、所有された資金の範囲で、教育機関自体で実施される。
3. 国、地方（地方自治体）の教育行政機関は、契約の原則に基づき、管轄下の教育機関に（当該教育機関がそれを必要とするなら）、物質的・技術的基盤の維持と発展に対する諸問題解決についての仲介サービスを提供しなければならない。

第 45 条 国公立教育機関の有償の補充教育サービス

1. 国公立教育機関は、住民、企業、機関、および、組織に、所定の教育プログラムと国家教育スタンダードによって、規定されていない有償の補充教育サービス（補充教育プログラムに関する教授—学習、特殊なコース、および、学科という 1 群の教育、家庭教師、学習者の深く入り込んだ科目の研究による授業、その他のサービス）を提供する権利を有する。
2. 設置者（所有者）の分担を差し引いて、こうした国公立教育機関の活動による収入は、教育機関の判断により、貸金への支出の減少を含む、当該教育機関に対して再投資される。
3. 有償の教育サービスは、予算の経費負担により、融資された教育活動に代わって、提供させることができない。逆の場合に、こうした活動によって、得られた資金は、設置者によって、その予算に組み込まれる。教育機関は、設置者のこうした活動を裁判所に提訴する権利を有する。

第 46 条 非国立教育機関の有償の教育活動

1. 非国立教育機関は、国家教育スタンダードの範囲での教授—学習を含む、教育サービスに対する、学習者と被養育者の費用を徴収する権利を有する。
2. こうした教育機関の有償の教育活動は、その活動から得られた収入が、教育過程の保障（貸金を含む）、および、当該教育機関の教育活動の発展と向上に対する費用のための完全な補償金となる場合、企業家活動とは、見なされない。
3. 非国立教育機関と学習者、被養育者、および、その親（親権者）との相互関係は、教育水準、教育期間、教育費の額、その他の条件を定めている契約によって、調整される。

第 47 条 教育機関の企業家活動

1. 教育機関は、その規約に規定された企業家活動を行う権利がある。
2. 次のことが、教育機関の企業家活動と関連付けられる：教育機関の固定ファンドと資産の賃貸借の実施、および、賃貸し：購買品と設備による商売：御売り・小売りサービスの提供：（教育機関を含む）その他の機関と組織の活動に対する部分的な参加：株券、債券、その他の有価証券の取得、および、それらによる収入（配当金や配当率）の獲得：財、労働、サービス、そして、それらの実施に関わり、規則に規定された固有の生産と直接関係がない、その他の対外的に実施された取引によって、収入をもたらす行為
3. 教育機関が、この教育機関規則によって、規定された、財、労働、および、サービスの生産に関して行う活動は、その活動により獲得した収入が、直接的に当該教育機関、および（あるいは）、当該教育機関の（貸金を含む）教育過程の保障、発展、そして、向上という直接の必要に再投資されない場合にだけ、企業家活動と関連付けられる。
4. 自らの企業家活動において、教育機関は、企業と同じとされ、企業家活動分野におけるロシア連邦の法律の効力下に置かれる。
5. 設置者と地方自治体は、教育機関が、規則に規定された教育活動に損害を被った場合、この問題に関して、裁判所の決定が出るまで、教育機関の企業家活動を中止する権利を有する。

第 48 条 個別の労働に基づく教育活動

1. 収入を得ることに伴う個別の労働に基づく教育活動は、企業家活動と見なされ、ロシア連邦の法律に従って、登録される必要がある。
2. 個別の労働に基づく教育活動は、認可されない。その活動の登録に関して、登録主

は、届け出、および、登録料金支払いについての証明書だけを当該地方自治体に提出する。

3. 非登録の個別の労働に基づく教育活動は、認められない。ロシア連邦の法律に違反した、こうした活動に従事している個人は、ロシア連邦の法律に従って、責任を負う。こうした活動によって、受け取った全ての収入は、定められた手続きに従って、当該地方自治体予算への収入として、徴収される必要がある。

第 49 条 劣悪な教育に関して与えられた損害賠償

1. 認可された教育機関により、最上級生が、劣悪に教育された場合、権限を与えられた国の教育行政機関において、国は、当該教育機関に対して、他の教育機関で、これら最上級生の研修を行った補足的費用に対する賠償に関して、訴訟を起こす権利を有する。
2. 学習者の養成水準の質に対する国の審査サービスの公開は、告訴のための基礎である（1997 年 11 月 16 日付き連邦法第 144 条改正）（前述の連邦法参照）。

第 5 章 教育に対する市民の権利実現のための社会的保障

第 50 条 学習者と被養育者の権利と社会的保護

1. 教育機関の学習者と被養育者の権利と義務は、当該教育機関規則、および、この規則によって、規定されたその他の法文書によって、定められる。
2. ロシア連邦の成人した市民は、教育機関と教育を受ける形態を選択する権利を有する。
3. 家庭教育と独学の形態で、非認可の教育機関の教育を習得した市民は、しかるべき

タイプの認可された教育機関における卒業検定試験形態で、審査を受ける権利を有する。

4. あらゆる教育機関の学習者は、国家教育スタンダードに従って、教育を受け、このスタンダードの範囲での個別の教育課程の教授—学習、短期の教授—学習コース、図書的一情報手段による図書館の無償での活用、（有償を含む）補充教育サービスを受け、教育機関行政へ参加する権利を有する。その学習者は、自らの人格的長所が尊敬され、良心と情報化の自由、および、個人的な意見と信念を自由に表現する権利を有する。国家教育スタンダード、そして、教育機関行政に対する学習者の参加形態の範囲において、個別の教育課程に関する市民への教授—学習は、当該教育機関規則によって、調整される。
5. その組織的一法的形態には関係なく、国家認定を有している教育機関の卒業生は、次の段階の教育機関への入学に関して、同等の権限を有する。
6. 設置者は、自らの専門の範囲で、現行の基準に従って、国公立教育機関の学習者と被養育者に対して、奨学金、寮でのインターネットの使用できる場所、特典、あるいは、無償の給食、および、交通機関での通学、その他の種類の特典、そして、金銭的援助を保障する。
7. 初めに、ロシア連邦の市民は、国家教育スタンダードの範囲で、国公立教育機関における、無償の初等普通、基礎普通、中等（完全）普通、初等専門教育、および、競争試験の結果を考慮の上、中等専門、高等専門、高等後期専門教育を受ける権利を有する。ロシア連邦の市民は、職業と専門に関する労働能力の喪失の場合、職業上の病気、および（あるいは）、身体障害の場合、そして、ロシア連邦の法律で規定されたその他の場合に、定められた手続きに従って、

国の就業サービスの方向性による無償の職業教育を何度も受ける権利を有する。

8. 教育課程を実施している、対面—通信教育（夜間）、および、通信教育の形態による、教育機関の学習者は、ロシア連邦の法律で規定された手続きに従って、提供される職場での補足的有給休暇、短縮労働週間、そして、その他の特典を受ける権利を有する。
9. 教育機関において、孤児と親（親権者）の保護を受けていない子どものための養育と教育は、完全な国家保障に基づき、実施される。
10. 発達に障害のある子どもと生徒のために、教育行政機関は、治療、教育と教授—学習、および、社会に対する社会的適合や統合を保障している特殊（更正）教育機関（学級と集団）を創出する。こうした教育機関の財政は、高い基準で実施される。こうした教育機関に方向付けられ、完全な国家保障を含む、学習者と被養育者のカテゴリーは、ロシア連邦政府によって、定められる。発達に障害のある子どもと生徒は、心理—教育、および、医療—教育委員会の判断により、親（親権者）の同意を得た場合にだけ、教育行政機関によって、こうした教育機関に通学させられる。
11. 反社会的（社会的に危険な）生活態度を取り、11歳に達し、基礎的教育と教授—学習のための条件を必要とし、特殊な教育アプローチを要求する生徒にとって、その医療的—社会的リハビリテーション、教育、および、職業養成を保障している特殊な教授—学習〔の教育〕機関が創出される。当該教育機関に対するこうした生徒の方向性は、裁判所の決定に基づいてしか、実施されない。
12. 教育的—労働〔機関〕と更正的—労働機関に含まれている市民のために、職業養成、および、独学にとって、基礎普通と中等専門教育を受けるための条件がこうした機関の行政と国の教育行政機関によって、創出される。
13. 国家権力機関、および、教育行政機関は、秀でた能力を現わした子ども、生徒と青少年のために、高等カテゴリーの特殊な教育機関を創設することができる。こうした教育機関の基準を超えた財政は、設置者の経費負担により、実施される。こうした教育機関における子ども、生徒、および、青少年についての選抜のカテゴリーは、設置者により定められ、社会に公表される。
14. 学習者、被養育者、および、親（親権者）の同意なしに、市民の教育機関における学習者と被養育者が、教育プログラムに規定されていない労働に参加することは、許されない。
15. 学習者と被養育者の社会的、社会的一政治的組織（連合体）、運動、および、政党への参加の強制、そして、その組織活動への強制的参加や企業の宣伝活動と政治的行動への参加は、許されない。
16. 市民の教育機関の学習者と被養育者は、教育課程に規定されない行事に自由に参加する権利を有する。
17. 普通教育機関、あるいは、初等専門教育の教育機関活動を中止する場合、当該教育機関を管轄下に置いた教育行政機関は、親（親権者）の同意を得て、しかるべきタイプの他の教育機関に学習者と被養育者を転校させることを保障する。
18. 中等専門、あるいは、高等専門教育に関する国公立の市民の教育機関における活動が中止になった場合、学生は、他の教育機関へ転校させられる。この場合、（他の教育機関において、学生が、学習を継続することと関係なく）当該学年度に対する個人への国の教育クレジットを学生が取得した合計は、徴収されない。
19. 学習者と被養育者は、所定の段階の教育

プログラムを実施している他の教育機関の同意を得て、彼らが審査に合格することによって、当該教育機関へ転校する権利を有する。

20. 国家認定を持つ非国立教育機関の学習者は、国公立教育機関の学習者のために、ロシア連邦の法律によって、規定された特典を受ける権利を有する。
21. 次の水準（段階）の教育機関に合格した学習者は、当該水準（段階）の職業教育の教育機関において、1日単位で、学習時間に対する軍務召集を猶予される権利を有する。
22. 国は、子どもと生徒を社会的に保護する構造を作りだし、最上級生、孤児、および、発達と行動に障害のある子どもの就職斡旋のために、企業に職場を割り当てることを、次のとおり、保障する：子どもの権利保護、生活と健康の維持、および、あらゆる形態の差別から子どもを保護することを保障する特別な目的を持ったプログラムを開発し、実施する。

第51条 学習者と被養育者の健康の維持

1. 教育機関は、学習者と被養育者の健康維持増進を保障する条件を創出する。
学習者と被養育者の授業時間と授業体制は、保健機関の同意を得た勧告に基づき、教育機関規則によって、定められる。
2. 長期間の治療を必要とする子どものために、療養所タイプを含む、健康増進用の教育機関が組織される。こうした子どものための授業は、自宅、あるいは、治療機関における教育機関で実施することができる。
3. 教職員は、設置者の経費負担により実施される、定期的な無償の医療検査を必ず受けなければならない。
4. 保健機関は、教育機関の学習者と被養育者の医療サービスを保障する。教育機関は、医療従事者の活動のための所定の条件を兼

ね備えた建物を必ず提供しなければならない。

5. 教育機関における授業時間には、学習者と被養育者の給食のために十分な長さの休み時間が定められなければならない。地方自治体によって、教育機関の給食の組織化が、教育機関と給食組織に委ねられる。教育機関において、学習者と被養育者の食事のための建物が設置されなければならない。
6. 給食と健康維持に対するインフレによる支出の増大は、国によって、完全に補償される。
7. ロシア連邦と当該教育機関規則に従って、教育機関の職務に就いた人々は、教育機関の学習者と被養育者の教授—学習、労働、および、休息のために必要な条件を創出する責任を負う。

第52条 親（親権者）の権利と義務

1. 最終的に基礎普通教育習得まで、未成年者の親（親権者）は、教授—学習形態と教育機関を選択し、子どもの正当な権利と関心を守り、および、教育機関の管理に参加する権利を有している。
2. 学習者と被養育者の親（親権者）は、教育機関規則を必ず履行しなければならない。
3. 親（親権者）は、子どもに、初等普通、基礎普通、中等（完全）普通教育を家庭で提供する権利を有する。家庭で教育を受けている子どもは、親（親権者）の決定に関する子どもの肯定的な評価があれば、教授—学習の任意の段階において、教育機関で教育を継続する権利がある。
4. 学習者と被養育者の親（親権者）は、その教育や基礎普通教育を受けさせることに対する責任を負う。

第53条 教育活動の事務

1. 教育機関の教職員の定員補充手続きは、その教育機関の規則によって、調整される。

しかるべきタイプと種類の教育機関についての典型的な規定によって、定められた教育権を有している人々は、教育機関における教育活動を許される。

2. その活動が、裁判所の判決、あるいは、医学的証拠によって、禁じられた人々、および、確定された犯罪の前科を持った人々は、教育機関における教育活動を許されない。或る医学的禁忌を示す人々、および、犯罪メンバーの一覧表は、法律によって、規定される。

第 54 条 教育機関の教職員の給与

1. 教育機関の教職員の賃金と職務給は、労働契約（契約）によって、定められた職能別の拘束と労働に対して支払われる。その他の仕事や拘束に対する〔賃金〕は、ロシア連邦の法律が特に規定する場合を除いて、補充契約に基づいて、教育機関の教職員に支払われる。
2. 教育機関の教員の最低賃金と職務給の額は、ロシア連邦の平均賃金水準を上回る額に設定されている。
3. 教育機関の教員の平均賃金と職務給の額は、次の水準で定められる：高等専門教育機関の教授—講師陣の内、教員に対しては、ロシア連邦における工業労働者の平均賃金の 2 倍の水準：〔初、中等教育の〕教員とその他の教員に対しては、ロシア連邦における工業労働者の平均賃金を上回る水準：その他の教職員に対しては、ロシア連邦における工業労働者の類似カテゴリーの平均賃金と同じ水準
4. 教育機関は、その教職員の賃金を支払うための財源の範囲において、賃金の形態・体系、賃金、職務給の額、および、割増・追加と賃金の増加を意図した報奨金や諸手当の金額を独自に定める。こうした財源を確保するために、〔教育機関の長が、〕教育機関の教職員に認められている労働負担の

上限を超過して、勤務させることを禁じる。

第 55 条 教育機関の教職員の権利、その社会的保障、および、特典

1. 教育機関の教職員は、自らの職業的名誉と尊厳を保護するために、教育機関の管理に参加する権利を有する。
2. 教育機関の教員への職業的勤務態度の規準、および（あるいは）、当該教育機関の規則違反に対する懲戒審査は、文書の形態で提出された訴訟を取り扱うことでしか実施されない。訴訟の〔原本の〕複写は、当該教員に渡されなければならない。
3. 懲戒審査の過程、および、審査結果に関して、受理された決定は、教育活動に従事することを禁止、あるいは、学習者と被養育者の利害関係を保護する必要を指導する場合を除いて、利害関係のある教育機関の教員の同意を得た場合でしか、公開されることがない。
4. 職業的職務の遂行に関して、教員は、学習者と被養育者の教授—学習と教育方法、学習参考書と教材、教科書、および、授業評価方法を自由に選択し、活用する権利を有する。
5. 教育機関の教員のために、週 36 時間以下の短縮された労働時間が規定される。職務、および（あるいは）、専門と関係して、教育機関の教員に、その労働の特質を踏まえて、労働時間の長さ、そして、毎年の有給休暇についての最小限の長さが、ロシア連邦労働法典とロシア連邦の基準法文書によって、規定される。ロシア連邦の法律に規定された手続きに従って、教育機関の教員は、その年金を受け取る年齢到達までの規定年限勤続により年金を、農場や（都市型小居住区タイプの）労働者居住区における暖房設備と照明付きの無償の居住部分を、および、緊急的な居住部分の提供を、受け取る権利を活用する。10 年間より短い間

隔で、連続的教育活動に従事した、教育機関の教員は、設置者、および（あるいは）、当該教育機関規則により、定められた1年までの期間による長期休暇、そして、その提供手続きと条件に対する権利を有する。

6. 労働契約（契約）で規定された教育機関の教員の教授—学習時間は、しかるべきタイプと種類の教育機関についての標準規定によって、定められた上限により、制限される。
7. 所定の専門に関する教育段階を持つ高等専門教育の教育機関の教員は、現職教員に、無償で、教育課程と類似の課程を講義する権利を有する。
8. 出版物の保障に対する援助のために、および、定期的出版によって、高等専門教育と所定の補充職業教育の教育機関に対して、150 ルーブル、そして、その他の教育機関に対して100 ルーブルの額で、毎月の補償金が、（教育過程に関係がある管理職による活動を含む）教育機関の教員に支払われる。支払われた補償金の合計は、課税に相当しない（2000年8月7日付き連邦法第122条改正）（前述の連邦法参照）。
9. 都市の中心から離れ、国家権力と教育行政のこうした機関として、定められた教育機関の教員に対して、農業専門家のために、当該地区に規定された特典が適用される。
10. 高等専門と中等専門教育の教育的な教育機関の卒業生、および、農業的な教育機関の仕事に従事した他の専門家に対して、高等専門と中等専門教育の農業的教育機関を卒業した専門家のために、定められた生産的必需品への1回限りの金銭的援助の支給条件と手続きが適用される。
11. 教授—学習的、学問的研究所、教授—学習—生産的、生産職長的（職場）、および、教育システムの機関、企業と組織のための教育的経営の職員に対して、しかるべき生産労働者のために規定された特典と特権が

適用される。

12. 教育機関、および、機関に創出された教授—学習—相談の場所の、有罪宣告を受け、拘禁という刑事上の刑罰の刑期を終えた職員とともに仕事に従事することに対して、有罪宣告を受け、拘禁という刑事上の刑罰の刑期を終えた機関職員とともに仕事に従事するために、規定された特殊な労働条件と関係ある年金の設立手続きと条件が適用される。

第56条 教育システムにおける労使関係

1. 教育機関の教職員にとって、当該教育機関は、雇用主である。但し、ロシア連邦の法律に特別な規定がある場合には、この限りでない。
2. 教育機関の教職員と教育機関との労使関係は、労働契約（契約）によって、調整される。労働契約（契約）の条件は、労働についてのロシア連邦の法律に反することができない。
3. 行政のイニシアチブによる、労働についてのロシア連邦の法律に規定された労働契約の中止理由の他に、行政のイニシアチブによる、労働契約（契約）の有効期限満了までにこの教育機関の教職員を解雇するための理由は、次のとおりである：1）1年以内に、繰り返された教育機関規則の重大な違反 2）1回〔の適用〕を含む、学習者と被養育者の人格に対する身体的、および（あるいは）、精神的暴力と関係する教育方法の適用 3）アルコール、催眠剤、あるいは、薬物による酩酊状態で仕事に従事すること。こうした理由による解雇は、労働組合の同意なしに、行政によって、実施される。

第6章 教育分野における国際的活動

第57条 ロシア連邦の国際協力

1. 教育分野におけるロシア連邦の国際協力は、ロシア連邦の法律、および、ロシア連邦の国際条約に従って、実施される。その他の法令が、ロシア連邦の国際条約によって、規定されるなら、ロシア連邦の法律により定められた法令に、国際条約の法令が適合させられる。
2. 教育行政機関、および、教育機関は、外国の企業、機関と組織との直接的関係を定める権利を有する。
3. 外国の教育機関におけるロシア連邦市民と同様に、ロシア連邦の教育機関における外国人のための教授—学習、教育、および、職業専門資格の向上は、ロシア連邦の国際条約に従って、教育機関、協会、教育行政機関、その他の法人、および、個人により締結された直接的契約に基づき、実施される。

第58条 対外経済活動

1. 教育行政機関と教育機関は、独自に、対外経済活動を実施し、ロシア連邦の法律に規定された手続きに従って、銀行と他の信用機関に、外貨的会計を持つ権利を有する。
2. 教育機関が、対外経済活動から獲得した外貨資金は、所有権において、教育機関に属するか、あるいは、その業務の管理に収納するかであり、例外はないのである。

ロシア連邦大統領ベー・エリツィン、モスクワ、ロシア最高会議、1992年7月10日第3266-1条

註

- 1 高瀬淳「資料編『V. ロシア連邦：ロシア連邦教育法（解説と抄訳）』」, 本間政雄編『諸外国の教育改革——世界の教育潮流を読む 主要6か国の最新動向——』, ぎょうせい, 2000年7月335-345頁, 2007年1月3日, http://www.fujijoshi.ac.jp/dept/human_dept/takase/rus1996.htmlより。

引用文献

Департамент образования и культуры Российской Федерации, “Законодательство об образовании, науке и культуре. Закон об образовании РФ”, Составление Покровский А. А., “Сборник законов РФ”, Москва, 2002г., сс. 323–336 {和訳：ロシア連邦教育文化省「教育、科学、および、文化の法律：ロシア連邦教育法」(アー・アー・ポクロフスキー編「ロシア連邦の法令集」, モスクワ, 2002年, 323-336頁より)}。

[付記] 私は、北海学園大学大学院経済学研究科の経済学博士学位論文において、上記ロシア連邦教育法の一部を記載した。本翻訳は、学位論文が審査に合格した後、私がロシア連邦教育法の全文を改めて翻訳したものである。